

重修神皇正統記考

岩佐正

神皇正統記はその成立後二度に亘って、古典としての生命にかかわる、作爲的な大変革とも言うべき特殊な取り扱いを受ける運命に遭遇した。

最初は北朝人による意識的な改ざんであり、次はこれから述べてやうとする明治二十年前後に行なわれた重修神皇正統記の作成である。この最初のもは、起こるべくして起こったもので、神皇正統記が単なる史でなく、そこに吉野朝の正統性を披瀝し、その書を説む者に著者北畠親房の信念とするところを訴え、正理の最終の勝利を期待するものであることからして、これを手にした北朝人は意識的な反抗を示した。自分の置かれている現実の立場から、北朝の正統性、足利幕府の正当性を主張しようとするあまり、神皇正統記の存在と精神とを拒否するだけの理念と力とを持ちえないことのために、これと本格的に対決することをさけて、自己満足的な変革を加えて、神皇正統記の存在を認めたのである。白山本系統本や脇坂本が後醍醐・後村上両天皇の条に種々の改ざんを行なったこと、刈谷本系統本が第九十二代後伏見院の最初の行以下を削除して殘闕本の形をとっていること、白山本・脇坂本・刈谷本等がその巻末に北朝

皇統の系譜を書き入れていかにも持明院統が正統であると主張していること等がその具体的なあらわれで（岩波日本古典文学大系本神皇正統記補注三四・神皇正統記伝本考一広島大学国文学放第三十五号参照）、やがて梅松論を生み統神皇正統記の出現へと流れていったのである。

明治二十年前後の重修神皇正統記作成の試みは、動機的にもこれと全く対照的で、南北朝対立・抗争意識によるものではなく、南朝の正統性の上に立ち神皇正統記に全幅の信頼をおき、それが皇国の古典としての認識から発するものである。

天理図書館の所蔵に、三巻三冊、写本の重修神皇正統記がある。飯田武郷・粟田寛・丸山作楽三氏の校合書入れ本で、上巻の本文は丸山正彦筆、朱字訂正は丸山作楽である旨の丸山季夫氏の鑑定がついている。上中下三巻漢字片仮名交り十行本、上巻の奥書に

明治二十三年七月十四日與皇典講究所重校本校勘了。明治二十三年七月二十九日與白山本校合了。九月三十日原本本校鑑了。十月二十日写シ終ハル

と見えているが、この原本は神皇正統記のある一伝本を指すもの

でなく、次に述べるこの重修本の草稿原本とも言うべき、丸山季夫氏蔵の一本を意味しているのである。丸山季夫氏は前記の丸山作樂の養嗣子丸山正彦の嗣子にあられる。私は同氏の御厚意によってその草稿本をフィルムに収めることを許されたので、まずこの草稿本について一言する。

この書は木版本神皇正統記（群書類従本二十九上）に修補を試みたものであるが、巻末に「明治十二年十二月二十一日得之於小川町書肆・佃二十銭。此月十九日摩叙従七位。小石川区長内藤耻斐（時年五十三）」とあり、続いて「別本重修神皇正統記（藏弘文莊）は飯田武郷・栗田寛・丸山作樂の校合本なり。上巻は正彦の書写本にして巻末に明治二十三年七月十四日（以下前記の天理本重修神皇正統記の上巻の奥書と同文）と見え、最後に「栗田・内藤・井上・武笠及先大人相譲りて本書を訂正重修せんとて各々朱訂せられたるは此の書なり。まことに珍藏すべきものぞ。明治三十六年十二月十三日 丸山正彦しるす」とある。この巻末に呼応して巻頭には「栗田・内藤・井上・武笠・先人 各大人自筆書入本 丸山正彦記」と見え、次ぎの紙には「栗田寛・内藤耻斐・井上頼國・丸山作樂・武笠昌穰大人修補 丸山正彦註釈」とある。これ等六人に共通していることの一つは、皇典講究所の講師であるか、講究所の月例講演集に論説を発表するとかで、この方面に志を同じくする人々であることである。皇典講究所は明治十五年九月有栖川宮熾仁親王を総裁として創設されたが、十一月四日の開製式に親王が「凡学問ノ道ハ本ヲ立ルヨリ大ナルハ莫シ。故ニ国体ヲ講明シ、以テ立国ノ基礎ヲ鞏クシ、徳性ヲ涵養シテ、以テ人生ノ本分ヲ尽スハ、百世易フベカラザル典則ナリ。而シテ世或ハ此ニ暗シ。是本養ノ設立ヲ要スル

所以ナリ」（国学院大学七十年史十六・十七頁）と告諭して居られるように、明治初年以來の欧化万能思想からめざめて、日本古来の伝統にかんがみ次第に国家主義的な日本主義への道を歩もうとしていた時代の機運に沿って創設をみたものである。この動きは同年の東京大学古典講習科の設置・神宮皇学館の開設とも連関して考えられるもので、日本古典への復帰精神のあらわれである。皇典とは皇國の典籍の意で、日本人をして日本人ならしめる、日本の生んだ古典の意でもあり、その皇典に日本の将来の根源の力を見出そうとしたのである。時あたかも教育界では、西洋模倣の学をのがれて、修身・歴史・国文等の教科書に万世一系・忠君愛國の思想を振起するに足るものが必要とされつつあった。神皇正統記が水戸の大日本史編纂の精神的なかつとなり、維新の業の力ともなったことに思いを致した、これ等の人々は神皇正統記こそ恰好の皇典であると認めたとに相違ないが、一面に新時代の教科書として国民に広く読まれるべき立場からするならば、そこに問題となるものがなくはないとも考えたであろう。ここに神皇正統記をして一層高次の皇典たらしめようとする考え方から重修本作成へと向かったものと認められる。重修とは興國四年秋の親房の修訂をふまえた意味の重修である。

神皇正統記は史の展開を語るにとどまらず論であり文でもある。しかし親房の本来の目的は「神代ヨリ正理ニテウケ伝ヘルイハレヲ述コトヲ志テ、常ニ聞ユル事ヲバノセズ」（大系本四九頁）であり、同時に「神代ヨリ継体正統ノタガハセ給ハヌ一ハシ」（同一二四頁）を述べるものであつてみれば、その史の内容はおのずからその面に限定されがちである。従つて見る眼によつては、あまりにも支那・印度の天地開闢説に詳細であり、仏教・儒教に関する記事が多く、

度会神道説をふまえて適當を欠く部分を有し、わけても歴代の天皇の盛業・有職・文化・外交等に關する記録の少ないことなどが問題となるであろう。重修を志す人々もこの点相當な抱負と決意をもつてその作業に着手したものと見える。ところがこの作業は多人数の共同作業であり、各人がそれぞれ一家言を有する學者であるため簡単に説の一致をみることの困難さは十分察知しうる。この間の事情は同書下巻冒頭の次の語がよく物語っている。「アマタ記シタキ事モ侍レド、本書ノ論ト齟齬スル事ハズベテ見合セタリ。尙更此冊ノ云フ処准后ノ精神ヨリ溢レ来ルモノナレバ生ジヒニ筆ヲ加フベキニアラズト思ハル。故ニ後醍醐ノ条以下一辭ヲ贅セズ。ソノ以前ノ条々ハ特ニ記スベキ論ノナケレバ省ケリ」、「文字異同ヲ校スルガ如キハ小節ナレバ跡ニマハシ校正本ヲ作ルトキノ事トシ、コノ重修ヲバ神速ニ上木スル様アリタシ。ツマラヌ議論ハ残ラズ排却スルヲ要ス。先頃ノ談モアリシカド、ヨク思フニ、曲学阿世ノ奴原ト相談イタスニモ及ザラン」と見え、最後に「明治二十年一月六日夜」とある。また封入されている久米幹文の手紙には「古人云家を路傍ニ作而三年不成といふ如く此書既に三年ニ及てならぬは此故也小生依而細カナル定見あれども申問敷候只連ニ世ニ公ニせられん事を願ふ也云々(原文のまま)」とある。こうして幾多の経緯を経て数年を要して、とにかく一応できあがった重修の草稿本はやがて清書されて皇典講究所重修本となり、またこの草稿本を新しく飯田武卿・栗田寛・丸山作楽の三人で校合書入れたものが、前記の天理本の重修神皇正統記であろう。(この三本の成立事情はなお精細な資料を得て更に正確を期すべきである。)

次に天理本重修神皇正統記について述べてみたい。天理本は前記

の丸山氏の草稿本を底本として飯田・栗田・丸山の三氏がそれぞれ意見を書き入れたものであるが、大体は草稿本の内容と一致する。まず体裁上、開題(冒頭から「シカレバ神皇ノ正統記トヤ名ケ侍ルベキ」まで)・神代(「夫天地未分」から「日嗣ヲウケ給スベラギニナシオハシマス」まで)・皇代と三部立てとし、神代の条の「地神第一代」を「皇祖第一代」とし、皇代の条に第四十代弘文天皇第八十六代九条隆徳(右に傍書して淳仁天皇とあるのは誤記、治世の末尾に「此帝崩御六百四十餘年、明治ノ御代ニ御謚ヲ奉リテ仲恭天皇ト稱シ奉リキ」とある)の二代を加え計九十八代とした。統計的に示すと本文の削除五十二ヶ所、補訂百十八ヶ所(他に裏書は七ヶ所すべて削除している)となるが、削除とは一文全部、あるいはその部分を削除したものであり、補訂も全く新しい事項を加筆したものと本文を生かしながら部分を補つたものがある。

開題と神代の部で削除した部分を列挙すると、1「凡内典ノ説：金剛山ノ事也トゾ。サレバ」(四四頁→四五頁) 2「天竺ノ説ニハ……」退没スベシト見エタリ」(四五頁→四八頁) 3「儒書ニハ……」教万歳ヲヘタリト云」(四八頁) 4「世界ヲ建立スル姿ハ……」サレド、コレハ」(四八頁) 5「国常立尊ト申ス……」万物ヲ生ズルハジメトス」(四九頁→五〇頁) 6「此名ニ付キテ……」ハ口伝アリ」(五〇頁) 7「宝山ニトドマリテ……」心アルベキニヤ」(五一頁) 8「或説ニ……」伊舎那后ナリト云」(五三頁) 9「昔天御中主ノ尊……」古語捨遣ニアリ」(五五頁) 10「天照大神……」ウマレ給シユニヤ」(五八頁) 11「抑天竺ノ説ニ……」依ハ出給ケリトゾ」(六三頁) 12「此尊天下ヲ……」スエツカタニアタルベキニヤ」(六四頁→六五頁) 13「此神ノ御代……」八十三万六千四十三年ト云リ」(六五頁→六六頁) 14「葦不

合ノ尊……シルベキ也」(六六頁)となる。ただ4を削除した代りに「故ニ曰ク天地ノ初発ノ時高原ニ成リ坐セル神、五柱坐シ坐ス。天御中主命 次ニ高皇産靈尊 次ニ神皇産靈尊 次ニ可美芽彦尊 次ニ天常立尊ト申ス。此ノ神等ヲ別天神ト申ス。次ニ国立常尊 次ニ豊斟淳尊 次ニ泥土煮尊沙土煮尊 次ニ角檝尊撒活尊 次ニ大戸道尊大戸邊尊 次ニ青檝城根尊綾檝城根尊 次ニ伊弉諾尊伊弉冉尊ト申スハ上ノ二柱ハ各一代ト云ヒ次ニ雙ビ坐ス十柱ハ各三神ヲ合セテ一代ト云フ此ノ伊弉諾伊弉冉ノ二神ハ正シク陰陽ノ二シニ分レテ、造化ノ元ト成リ給ヒ、万物ヲ生スル始メトス。以上諸神ヲ合セテ、神代七代トモ云フ」と補訂している。この草稿の補訂に対して、上欄に「武郷云此段異見アリ」 「寛云故曰以下批准后ノ意ト異ナリ。批准后ハ国常立ヲ主ト書玉ヘル也。故ニ原書ノ書入ニ又ハ云々ト記セルナリ。シカセザレバ全ク原書ノ意ヲ没スルモノトナル」 「耻斐探ズルニ、批准后ノ正統記ヲ作ル国常立尊ヲ以テ始祖ノ神トナストキハ、今コレヲ誣テ故ラニ天御中主神トスルハ穩カナラザルニ似タリ。サレバ其本文ハ批准后ノ意ニヨリ別ニ刪修者ノ一説トナシテ古事記ノ説ヲ拳ガタル方面説共ニ備リテ批准后ノ意ヲモ認ル事ナク刪修ノ本意モタツベシ。故ニ此所ハ神ノ御名モ本文ニ從ヒ、又一説トシテ天御中主神以下ノ御名ヲ拳ル方正シカルベシ。モシ刪修スル人ノ牽強シタル痕見ハレテハ人モ服従スマジ」との意見を附記している。重修神皇正統記の開題冒頭に「天祖ハ天ノ御中主ノ神」であるに對して、武郷は「聊カ論アリ」とし、寛は「原書天祖トノミアルニヨルベシ。天御中主ヲ天祖トスル事微ナシ。微ナキ事ヲ記スハ杜撰トナル。削ルベシ」とあるように、親房独自の天祖説・五行の徳各々神とあらわれたとする説に對する三人それぞれの意見を併わ

せ見ることが出来る。一文全部を削除した場合は事は簡單とも言えるが、上記の例は部分を補訂することのいかに困難であることを示す好例であり、重修の試みの事與上の失敗を物語るものである。さてこの開題・神代の条の削除を量的にみるならば大系本で四三八行のうち一九行の多きに及んで居り、削除は四つの立場から行なわれた。日本歴史の教科書的な性格から、なるべく純粹に日本的な記事を中心とするためにまず支那・印度の開闢説話を思い切つて削除し、次に仏教・儒教等内外典の事に関する記事を、三に親房の信奉した度会神道説による神仏習合説を、最後に神代五代の年序に関するものを削除した。(14の削除によつて、百王説など日本に存在しうる根拠なしとしてか、神皇正統記の著名な百王説に関する親房の説をも省いてしまつてゐる)この四つの立場のうち前三者による削除は皇代の各条にも共通するものである。

皇代について概論しよう。削除・補訂ともないもの、綏靖・安寧・懿德・孝昭・孝安・孝元・開化・神功皇后・反正・安康・冷泉・後朱雀・鳥羽・土御門・四条・後嵯峨・後深草・後宇多・伏見・後伏見・後二条・後村上の二十二代。削除のみのものはわずかに、孝靈・光孝・後醍醐の三代のみで、孝靈の条では「四十五年乙卯、秦ノ始皇即位。此始皇仙方ヲコノミテ長生不死ノ薬ヲ日本ニモトム」(五一頁) 光孝の条では「仏モ衆生……善惡又マチノナリ」(二二四頁)、後醍醐の条では「天子濯頂ノ例ハ……許可ニサダマリニキトツ」(一七一頁―一七二頁)となつてゐる。この後醍醐天皇の条の一ヶ所の削除は、天子濯頂というなくなつてがなの仏教的な事蹟を除こうとする態度に発するもので、北朝人による改ざんが後醍醐・後村上天皇の条に集中していることに對して、重修本の場

合はこの一例を除いては何等の削除・補訂のないことは注目すべきことである。削除・補訂ともにあるもの、神武・崇神・応神・仁徳・雄略・武烈・欽明・敏達・用明・崇峻・推古・齊明・持統・文武・称徳・嵯峨・清和・宇多・後三条・龜山の二十代、特に崇神・称徳・嵯峨・後三条の四代は量的にも目立って多い。補訂のみものは残りの五十三代である。なお補訂の形式について一言するならば、安良岡康作氏が「南北朝期文芸としての神皇正統記」（『岩波「文学」二十一年十二月号』）でいみじくも指摘した通り、神皇正統記の歴代の記事は皇代記の十項目すなわち1代数・2世数・3称号・4諱・5系譜上の位置・6即位の年・7改元の年・8都・9在位年数・10年令となるが、この記載形式はその天皇の治世の事蹟によってまた論の進め方にもよって複雑な形をとっている。従って補訂の場合も、崇神天皇の条のように紀年を追って編年体に行っているところもあれば、多くは8と9との間に「此ノ天皇云々」として治世間のまとめとして重要な事項を補訂したり、6以下9にかけて「此ノ御時」「此御代」「是時」などとしてその治世の紀年の前中後にかかわらず治世全体としての重大な史や論をも述べている。（大系本七二頁頭注六参照）しかも全体を通じて、補訂はその天皇の盛業・文化・風俗・有職等相当広い範囲にわたり、事外国に関する場合は特に任那を語る場合が圧倒的に多い。従って重修本の補訂のもつ意義は、親房の神皇正統記そのものの価値に何かと加えたものではなくして、その史としての内容を内政・外交の面で精細さを増し、叙述の形式上ある程度の統一整備をはかろうとしたものと言える。

全巻いたるところに重修本作成の途上における三人の意見が種々記入されていて興味ぶかいが、下巻の最初の空白の部分に次のよう

な書入れが見られる。「代数ノ事、イカガ、誰レゾニ見セテ正サセ度事也。カナ違ヒ多シ、是モカナノ事ヲ知ル人ニ正サセ申スベシ。丸山君ノ校正ノ事ヲ知リタル人ニ問合セテ句説ノ仮名等ノ事ヲヨク々々吟味スベシ。イヨク善本ヲ拵ヘントナラバ各自手ワケヲシテ心ヲ尽ス様アリタシ。第一 事実ヲ取調ル事、第二 代数ヲヨク異同ナキ様ニスル事、第三 校説シテ仮名ノ誤リヲ正ス事、第四 片仮字本トモ合セシル事、第五 重修ノ文義ニ宜シカラヌ処モアラソラバ文章語路ヲ吟味スベキ事」とある。第一の項については、歴代毎に上欄または別紙にその天皇の「御名・皇考皇妣・降誕・立太子・即位・在位・宝算・御陵」を摘記しているが、本文の歴史的事実の誤記や誤認については特にふれていない。第五の項については、本文に適宜取捨を加えて部分的な補訂をしているために、一層の考究にまつ旨の頭注が多く見られる。

これを要するに多くの人によって数年間に亘って行なわれた重修本作成の試みは失敗に終わったと結論してよい。重修は最初の意気どみの壮なるに対して定稿を見るに至らず、刊行の時をえず蛇尾に終った。これはそうなるべき運命のものであったのである。

明治十九年河真一の評註神皇正統記の刊行以後明治二十年代に九本、三十年代に四本と矢つぎばやに神皇正統記が国文・国史の中等学校用教科書、教科用註釈書として数多くの版を重ねているが（大系本解説二八頁参照）、これは徒然草とともに当時いかに神皇正統記が広く読まれたかを物語るものであらう。なおそのうちには内藤耻叟の校正標註神皇正統記（明治二十四年）・飯田武郷・久米幹文の校訂神皇正統記（同年）・皇典講究所副総裁久我建通題字・井上頼閑序文・内藤耻叟校閲の校正標註神皇正統記（佐伯有義・三木五百枚

校訂標注) (同年) が含まれているが、これ等の底本となったものは、重修本のそれではなくて一般の流布本と同一であった事実も重修本作成の試みの挫折を意味すると言うべきである。

私は大系本神皇正統記の底本撰定のためこの年頃伝本調査をつづけ、多くの方々の御厚情によって二十本に近い、新しい伝本に接することができた。ただ心残りなのは京都市内に所在はわかりながら拜見の機にめぐまらず他日を期せざるを得なかった二本のあること、大和の尾根を旅して探査を試みたいと念じつつそれを来る年に延期せざるを得なかったこととである。北畠親房・顕家等を祭神とする神社が全国に三社ある。もちろん大きな期待をもって、神皇正統記伝本の所蔵の有無を照会してみたが二社からは、不幸にして戦災その他の事情で見るべきものなしとの回答に接し、東北地方の一社からは「明治二十三年一月宮内省御下賜の四冊本のある」由の報をうけ、しかも白山本の奥書と同じような記載のあることを知り喜びにたえず広島大学図書館を通じて、社の近くの大学の経済学部の方にフィルム撮影をお願いすることができた。その伝本に接しうる日をそれこそ鶴首していたところが、入手しえたものは写本のそれではなく、昭和八年刊白山本神皇正統記のものであった。写本とか伝本ということばも専攻する学問の世界が違い、多くの人の手を通して事を運んでいると案外な手違いの生じるものだと思つた。アメリカのカリフォルニア大学のパークレイにデルマー・エム・ブラウンさんという日本歴史研究の篤学者が居て、東北大学の石田教授と協同して愚管抄を英訳し、次に神皇正統記を是非とりあげたいと熱望していることを、折柄ハワイ大学に同じく留学していた長友琉球大学の仲宗根政善教授から聞いた。ブラウンさんは仲宗根君を通

じて、神皇正統記の写本のフィルムや研究資料をめぐんでほしいこと、更に私に協同研究をと申し込んできた。私は正しい翻譯は信頼しうるに足る底本によるべきで、一写本にたよることの不備を申し出たが、好便があつたので、せめてもの参考にと前記のフィルムや岩波文庫本や参考資料を寄贈しておいた。神皇正統記はドイツ人ヘルマン・ボナーによる独訳本(昭和十年)が刊行されているが、ブラウンさんの英訳本の大成を祈つてやまない。戦後の日本ブームによって、外国人による日本の古典や現代文学が盛んに翻譯されているが、何よりも訳者の日本語および日本そのものについての知識の不十分であることと典籍わけでも古典に対する敬虔さの不足による都合主義的な翻譯態度をさびしく思う。西ドイツのミュンスター大学のレーヴィンさんは山東京伝の桜畑全伝罫草紙を独訳したり日本紀の埴武天皇紀の全訳を刊行して広島訪問に際して一本を贈呈して下さった。その誠実な学問的態度と良心的な業績には深く打たれた。私は大系本神皇正統記ができあがったら日本研究者のこの二人に早速献本しようと楽しみにしている。

古典は古典として万人に正しく読まれることを欲している。時代により読む人により、それが何等かの特殊な意図をもって、都合よく部分が誇張されたり全体が色をもって曲げられたりしてはならない。それは言わば古典の卑小化であり古典の生命をきずつけるものである。この二度に亘る神皇正統記に対する変革の企ては、ともに親房の神皇正統記を他人の神皇正統記にすりかえるものであって、それが個人の思いあがりの試みでなく、その背後にそうさせた時代の大きな力が存在していたことは否定できないにしても、いずれにしても古典にとっては最大な不幸事であった。私はこの意味で、今こそ新しく神皇正統記が日本人の古典として広く正しくしかも静かに読まれることを切望するものである。(以下、四五ページへ続く)

(六ページより)

追記

「重修神皇正統記」は「国語教育研究第十号」の求めに応じて、昭年三十九年九月に提出したが、印刷のことが延び延びになっていくうちに、岩波日本古典文学大系本神皇正統記が昭年四十年二月に先きに刊行された。大系本の解説のなかで、この論文参照を願っている私としてはまことに相すまないこととなったが御海容をお願いしたい。

なおこの余白を利用させていただいて、大系本神皇正統記の誤記・不備を訂正・補備しておく。大系本一七・三一・三四頁の「高野山金剛三昧院」は「高野山遍照光院」が正しく、御所藏本撮影を許して下さった遍照光院に対し、おわびするとともにあらためて厚く御礼申し上げる。六五頁の「照王」は、底本照王とあるも山二・大・竹本等により「昭王」、七五頁の「陸奥」のよみがな「みちのく」は「みちのおく」、一四四頁の「丁亥」のよみがな「ひのえる」は「ひのとゑ」、一七〇頁の頭注一は削除、同じ頁の「宇多帝即位」の下に読点追加、一九〇頁の頭注九の「従ふ」は「従う」、一九一頁の「仲尼」のよみがな「ちゅうじ」は「ちゅうち」にそれぞれ訂正・補備する。

(昭年四十年三月二十一日)

(本学教授)